

令和6年第1回港区議会臨時会付議予定案件（概要）

区長報告 第5号

【産業・地域振興支援部税務課】

専決処分について（港区特別区税条例の一部を改正する条例）

本件は、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和6年3月30日に公布され、「地方税法」が一部改正されたことに伴い、条例の一部改正について専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。

【法改正の背景】

物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税等を実施するため、地方税法等が改正されました。

定額減税に係る改正部分は、令和6年4月1日に施行されました。

【専決処分をした日（条例を公布した日）】

令和6年4月1日

【条例改正の内容】

- ①令和6年度分の個人住民税について、一定の条件を満たす納税義務者^{*}の所得割の額から、納税義務者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除きます。）1人につき1万円を控除することとします。
- ②控除対象配偶者を除く同生計配偶者（国外居住者を除きます。）については、令和7年度分の所得割の額から1万円を控除することとします。
- ③その他規定の整備

※定額減税の対象者は、令和5年の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者です。

【施行期日】

公布の日（令和6年4月1日）